

議事要旨

件 名	令和 7 年度第 1 回品川区公契約審議会		
日 時	令和 7 年 8 月 2 1 日（木） 1 4 時 0 0 分 ～ 1 5 時 3 5 分	場 所	品川区役所本庁舎 5 階 第 5 委員会室
出席委員	藤井会長（学識経験者）・飯野委員（学識経験者）・加藤委員（学識経験者）・ 渡辺委員（事業者団体）・毛塚委員（事業者団体）・馬越委員（労働者団体）・ 小島委員（労働者団体）		
傍 聴 人	2 名（第 2 部より）		
内 容	（非公開） 第 1 部 委員委嘱等 1. 委嘱状伝達 2. 委員紹介 3. 会長の選挙 ⇒委員の選挙により、藤井委員（学識経験者）が会長を務めることとなった。 4. 品川区公契約条例、品川区公契約条例施行規則について 5. 品川区公契約審議会会議公開基準の決定 （公開） 第 2 部 審議会【議事】 1. 諮問について ⇒令和 8 年度労働報酬下限額について、諮問書を受領 2. 令和 7 年度における審議スケジュールについて ⇒事務局より説明 3. 他区における公契約条例の状況 ・ 制定状況 ・ 令和 7 年度の労働報酬下限額 ⇒事務局より説明 4. その他質疑		
主な意見等	○工事の労働報酬下限額について、他区の状況をみると設計労務単価の 9 0 %が多いが、適正なのか。 1 0 0 %では駄目なのか。 ○施工する立場として、下請けからの見積もりがあるため入札の時に設計労務単価は意識しないが、設計労務単価の 9 0 %より高い金額で契約していると思う。		

主な意見等	○熟練以外は軽作業員の70%という区が多いが、設計労務単価の90%に近いような数字に改善していくべき。 ○熟練と熟練以外という線引きがなかなか難しい。昨日から来た人など総合すると70%ぐらいになるのでは。 ○工事のインフレスライド条項について、1%の受注者負担は現場の経営を圧迫している現状がある。 ○業務委託や指定管理などのサービス業においても、賃金など事業者の負担が大きくなってきている。 ○型枠工や鉄筋工など単価が倍になっているものもあり、お金を出さないと人が来てくれない。 ○労働者不足ということで、これだけの建物がある中で労働者が集まるかどうか。介護や他の業界もそうだが、建設業では酷暑などで組合の中でも2・3年に一度死亡事故が起きている。建設業を維持することが本当に大変になってくると思っていて、賃金など守られた産業にしていけないといけないし、区の契約自体もそういうところを守っていけるような制度にしていきたい。 ○熱中症対策について、マニュアルを現場に置いて運営し、会員にはマニュアルを徹底するよう通達もしている。区は熱中症対策の経費をみているが、これだけ暑くなるとその金額だけで対策できるかどうか。発注者側ともしっかりヒアリングをしながら、どうやってやっていこうかという問題を詰めていかなければならない。道路工事は炎天下で工事するが、どこに避難すればいいか。環境の問題、近隣からのクレームの可能性もあるが、車の中にいないとクールダウンできない。命に関わる話であり、野外での現場についてどう扱っていくか、熱中症対策については課題となっている。 ○経費や休憩場所の確保、その休憩時間をどうするのかなど整理していかないといけない。事業・対策だけを先に出していったら事業者の負担が増えることは、非常に厳しいものがある ○熱中症対策として、作業員へ十分に休憩や水分をとるように言っているが、やはり1時間から1時間半は長く時間が掛かるようになっている。現場が遠方であったりすると、休憩場所の確保など熱中対策は難しいところがある。社内で話し合いを重ねて1着2万円のファン付きの空調服を導入したが、やはり企業の努力も
-------	---

主な意見等	そういったところでしていかないといけないと。長く休みを取って、物を入れてということが、どこの業界でも必要になってきていると感じる。 ○休憩を長く取ると、必要な労働者数が増えるということに繋がるのでは。 ○公共工事について、大手ゼネコンは積極的に受注しようとは思っていない。先ほどインフレスライドの話があったが、いわゆるデベロッパー系についてはスライドするのが当たり前で、役所みたいに書類が必要だとか1%負担というものがなく、非常に結論が早い。景気がいいと、公共工事はなかなかやってくれない。他区では相当不調が出ていて、品川区では不調が出ていないが、品川で建設業を営んでいく事業者にとって受注しやすいような環境を、区の方で作っていただけると非常にありがたい。 ○最賃は1,500円がゴールではないと思っていて、企業がどこまで対応できるかが一番の問題になってくる。労働報酬が上がっていくことは喜ばしいことだが、企業側がいつまで払えるのか、非常に問題が残ると感じている。時給が1,500円になると企業の利益が全て無くなるという話もあり、労働報酬だけでなく企業の利益と両方で考えていかなければならない。支払う側としての自治体も、そこを考えていただいたうえで、色んな設計を考えていただきたい。 ○労働報酬下限額となってくると、一番影響があるのは指定管理料の増大が考えられるが、先ほどの熱中症の休憩を入れた場合の時間とか、品川区としても考えていかなければいけない事項だと思うのでお願いしたい。
そ の 他	○次回の審議会では、令和8年度の労働報酬下限額について、事務局から算出基準の素案をいくつか示し、これについて審議する。

令和7年8月21日（木）午後2時から
品川区役所 第五委員会室

令和7年度 第1回 品川区公契約審議会 次 第

第1部 委員委嘱等

1. 委嘱状伝達
2. 委員紹介
3. 会長の選挙
4. 品川区公契約条例、品川区公契約条例施行規則について
5. 品川区公契約審議会会議公開基準の決定

（一時閉会）

第2部 審議会【議事】

1. 諮問について
2. 令和7年度における審議スケジュールについて
3. 他区における公契約条例の状況
 - ・ 制定状況
 - ・ 令和7年度の労働報酬下限額
4. その他質疑

【配布資料】

資料1	委員名簿
資料2	品川区公契約条例・品川区公契約条例施行規則
資料3	品川区公契約審議会会議公開基準（案）
資料4	令和7年度公契約審議会 審議スケジュール
資料5	最低賃金・他区における労働報酬下限額の推移
資料6	23区内における公契約条例・規則

品川区公契約審議会 委員名簿

任期：令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで

(順不同・敬称略)

N o .	団 体 等	氏 名	分 野
1	日本大学法学部法律学科 准教授	ふじい なおこ 藤井 直子	学識経験者
2	弁護士 (品川区企業法務相談員)	いいの やすこ 飯野 泰子	学識経験者
3	東京都社会保険労務士会 品川支部 労務監査委員長	かとう たけのり 加藤 丈統	学識経験者
4	品川建設防災協議会 会長	わたなべ たけし 渡辺 毅	事業者団体
5	東京商工会議所 品川支部 交通運輸分科会 副分科会長	けづか ひさえ 毛塚 久恵	事業者団体
6	日本労働組合総連合会東京都連合会 連合東京 品川地区協議会 議長	うまこし ひろあき 馬越 浩明	労働者団体
7	東京土建一般労働組合品川支部 書記次長	こじま つよし 小島 毅	労働者団体

○事務局（品川区）

N o .	役 職	氏 名
1	企画経営部長	くぼ た よしゆき 久保田 善行
2	経理課長	さとう あきら 佐藤 聡
3	経理課契約係	(庶務)

品川区公契約条例（令和6年12月6日条例第56号）

最終改正:

改正内容:令和6年12月6日条例第56号〔令和7年4月1日〕

○品川区公契約条例

令和6年12月6日条例第56号

品川区公契約条例

（目的）

第1条 この条例は、品川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針ならびに区および受注者の責務を定め、公契約に係る入札、契約等の適正化および労働者等の適正な労働環境の整備を推進することにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって持続可能な社会の実現、地域経済の活性化および区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

（2）受注者 区と公契約を締結する者をいう。

（3）受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、受注者またはアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者

（4）労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者および家事使用人を除く。）

イ 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

（5）労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

（1）公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

（2）談合その他の不正行為を排除すること。

（3）受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。

（4）区内の事業者および持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

（5）公契約の適正な履行および品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。

（区の責務）

第4条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

（受注者の責務）

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

（適用範囲）

第6条 次条から第13条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

（1）工事または製造の請負契約でその予定価格が1件1億8,000万円以上のもの

（2）工事または製造以外の請負契約および業務委託契約のうち、その予定価格が1件2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの

（3）規則で定める指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が次に掲げる者である場合については、適用しない。

（1）国または他の地方公共団体

（2）他に競争相手がないことを理由として随意契約により区と公契約を締結した者

（3）前2号に掲げる者のほか、区長が認めるもの

（労働報酬下限額）

第7条 区は、公契約において、受注者および受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号および第3号に掲げる公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間または出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

（労働報酬下限額の算出基準等）

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を算出するための基準（以下「算出基準」という。）を定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省および国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
 - (2) 第6条第1項第2号または第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第5条第1項第1号イに規定する行政職給料表（二）に定める額等
- 2 区長は、算出基準を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の品川区公契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、算出基準に基づき労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（公契約において約定する事項）

第9条 区は、公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

（労働者等の申出）

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項ならびに別表4の項および7の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合または支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者または受注関係者（当該労働者等を雇用し、または当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

（報告および立入調査）

第11条 区長は、前条の規定による申出があったときまたはこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者もしくは受注関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に受注者もしくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（是正の求め）

第12条 区長は、前条第1項の報告または立入調査の結果、受注者または受注関係者が第7条第1項または第9条の規定により公契約において約定する事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

（公表）

第13条 区長は、別表10の項に定めるところにより、公契約の解除（指定管理協定に係る指定管理者の指定の取消しまたは管理の業務の全部もしくは一部の停止を含む。同項において同じ。）をした場合は、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該受注者または受注関係者の氏名および住所（これらの者が法人である場合にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - (2) 解除をした公契約の件名
 - (3) 解除の原因となった違反の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 区長は、前項の規定により公表を行おうとする場合は、当該受注者または受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（品川区公契約審議会）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、品川区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額、算出基準その他の公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 契約、労働環境等に係る識見を有する者 3人以内
 - (2) 事業者団体関係者 2人以内
 - (3) 労働者団体関係者 2人以内
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条から第13条までおよび別表の規定は、令和8年4月1日以後に締結する公契約について、適用する。

（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第9条、第10条、第13条関係）

事項	定める内容
1 労働関係法令の遵守に関する事項	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件に関する事項	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約または委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定ならびに当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないときまたは受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額またはその差額に相当する額を支払うものとする。
5 区長への報告に関する事項	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等への周知に関する事項	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、またはこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益取扱いの禁止等に関する事項	受注者および受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告および立入調査に関する事項	受注者および受注関係者は、第11条第1項の規定による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をしなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正等に関する事項	受注者および受注関係者は、第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告をしなければならないこと。
10 公契約の解除に関する事項	区は、次のいずれかに該当する場合は、当該公契約の解除をすることができること。この場合において、区は、当該公契約の解除により受注者または受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 （1）受注者または受注関係者が第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合 （2）受注者または受注関係者が立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合 （3）第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合

11 受注者の損害賠償責任に関する事項	受注者は、区が10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合において、当該解除により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除に係る違約金に関する事項	区は、10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約締結に関する事項	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者が当該受注者の遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

○品川区公契約条例施行規則

令和7年3月31日規則第2号

品川区公契約条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、品川区公契約条例（令和6年品川区条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（適用範囲）

第3条 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。ただし、区長が別に定めるものを除く。

- （1）施設の総合的な管理業務に関する契約
- （2）施設の受付業務に関する契約
- （3）施設の清掃業務に関する契約
- （4）施設の警備業務（機械警備を除く。）に関する契約
- （5）学校等の用務業務に関する契約
- （6）給食調理業務に関する契約

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める指定管理協定は、前項に定める契約に準ずるものとする。

（労働報酬の換算方法）

第4条 条例第7条第3項の労働報酬の換算方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

（立入調査に携帯する身分を示す証明書）

第5条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式）とする。

（審議会の会長）

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、条例第14条第3項第1号に掲げる者のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、第2項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が審議会を招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

5 会議の公開の方法、公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

（審議会の庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画経営部経理課において処理する。

（条例別表5の項に定める報告に関する事項）

第9条 受注者は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに報告をしなければならない。

- （1）労働者等に係る就業規則、雇用契約等に係る状況
- （2）労働者等に係る安全衛生、安全教育、健康管理等に係る状況
- （3）労働者等の労働時間の管理の状況
- （4）労働者等の労働報酬の支払に係る状況
- （5）最も低い労働報酬の額および当該労働報酬の対象となる職種
- （6）条例に定める約定事項に係る状況
- （7）前各号に掲げるもののほか、労働者等の労働環境に係る法令等の遵守に係る状況

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に認める場合にあっては、受注者は、同項に掲げる事項の全部または一部の報告を省略することができる。

3 受注者は、第1項の報告をした事項に変更があったときは、速やかに区長に報告をするものとする。

（条例別表6の項に定める周知に関する事項）

第10条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）条例に定める約定事項が適用される労働者等の範囲
- （2）条例第10条の規定による申出に関する事項およびその申出先
- （3）条例別表4の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- （4）条例別表7の項に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

（委任）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（表）

身分証明書	
所属	
氏名	
上記の者は、品川区公契約条例第11条第1項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問を行う権限を有する者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
品川区長	
印	

（裏）

品川区公契約条例（抜粋）
（報告および立入調査）
第11条 区長は、前条の規定による申出があったときまたはこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者もしくは受注関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に受注者もしくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

品川区公契約審議会会議公開基準

制定 令和 7 年 8 月 2 1 日 品川区公契約審議会会長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、品川区公契約条例施行規則（令和 7 年品川区規則第 2 号）第 7 条の規定により、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第 2 条 品川区公契約審議会の会長（以下「会長」という。）は、品川区公契約審議会の会議（以下「会議」という。）の内容に、品川区情報公開条例（平成 9 年品川区条例第 2 5 号）第 7 条各号に掲げる情報が含まれるとき（含まれることが見込まれるときを含む。）その他会議を公開することにより円滑な会議の実施に支障が生じるおそれがあると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開とするときは、原則として、審議会を招集する際にその旨を、委員に周知するものとする。

3 品川区公契約審議会の委員は、第 1 項の規定に基づき、会議を非公開とする必要があると思慮するときは、会長にその旨を申し出ることができる。

(開催の周知等)

第 3 条 会議の開催日時、開催場所、公開非公開の別、定員については、品川区のウェブサイト上で周知を行う。

2 前項の定員については、会場の広さ等を勘案し、定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第 4 条 会議当日に庶務の係員は、会議を傍聴しようとする者に対し、傍聴券（別記様式）の交付を行い、傍聴券に住所および氏名を記入させるものとする。

2 傍聴券は、会議当日先着順に一人につき 1 枚交付するものとする。

3 係員は、会議の開催場所に入室しようとする者に対し、傍聴券を提示させるものとする。

4 傍聴券は、退室の際、係員が回収するものとする。

(傍聴できない者)

第 5 条 次に該当する者は、会議の傍聴を認めないものとする。

(1) 他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第7条ただし書による許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴にあたって守るべき事項）

第6条 傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 会議の内容や発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の制限）

第7条 会議の撮影、録音等は禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を受けている場合にあってはこの限りでない。

（違反に対する措置等）

第8条 傍聴人がこの基準に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退室させることができる。

（会議の資料の閲覧等）

第9条 会議の資料は、傍聴人の閲覧に供するものとする。ただし、会議の資料中に、品川区情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる場合は、これを除外して閲覧に供するものとする。

2 審議会は、会議終了後、会議の議事要旨を作成し、会議の資料とともに品川区のウェブサイト上で公開するものとする。ただし、議事要旨または会議の資料中に、品川区情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる場合は、これを除外して公開を行うものとする。

別記様式（第4条関係）

（表）

____年 第 ____ 回

品川区公契約審議会

傍聴券

交付年月日 ____年 ____月 ____日

傍聴人

氏名 _____

住所 _____

※

交付当日に限り有効

※

氏名住所を記載し、退室時に係員に返却してください。

※

裏面の注意事項（品川区公契約審議会会議公開基準抜粋）をご確認ください。

（裏）

品川区公契約審議会会議公開基準抜粋（抜粋）

（傍聴できない者）

第5条 次に該当する者は、会議の傍聴を認めないものとする。

(1)

他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2)

はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3)

はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(4)

ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第7条ただし書による許可を得た者を除く。）

(5)

笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6)

酒気を帯びていると認められる者

(7)

その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴にあたって守るべき事項）

第6条 傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1)

会議の内容や発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2)

騒ぎ立てないこと

(3)

飲食、喫煙、または談笑しないこと。

(4)

みだりに席を離れないこと。

(5)

前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の制限）

第7条 会議の撮影、録音等は禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を受けている場合にあってはこの限りでない。

（違反に対する措置等）

第8条 傍聴人がこの基準に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退室させることができる。

令和 7 年度品川区公契約審議会 審議スケジュール

令和 7 年	8 月	上旬	
		中旬	
		下旬	8/21 第 1 回審議会（諮問）
	9 月	上旬	東京都最低賃金の公示
		中旬	
		下旬	
	10 月	上旬	・ 10/1 東京都最低賃金の適用 ・ 特別区人事委員会勧告
		中旬	
		下旬	第 2 回審議会
	11 月	上旬	第 3 回審議会
		中旬	
		下旬	答申予定
	12 月	上旬	
		中旬	
		下旬	
令和 8 年	1 月	上旬	
		中旬	
		下旬	
	2 月	上旬	
		中旬	公共工事設計労務単価の決定
		下旬	労働報酬下限額の告示
	3 月	上旬	3/1 公共工事設計労務単価の適用
		中旬	
		下旬	

最低賃金・他区における労働報酬下限額の推移

労働報酬下限額（委託：円）	R3	R4	R5	R6	R7
千代田区	1,095	1,104	1,129	1,200	1,335
新宿区	1,050	1,080	1,202	1,245	1,438
文京区					1,295
台東区					1,323
墨田区				1,210	1,349
目黒区	1,080	1,100	1,110	1,191	1,298
世田谷区	1,130	1,230	1,230	1,330	1,460
渋谷区	1,122	1,127	1,172	1,240	1,426
中野区			1,170	1,310	1,380
杉並区	1,083	1,093	1,138	1,231	1,400
北区			1,147	1,191	1,368
足立区	1,094	1,094	1,130	1,219	1,350
江戸川区	1,050	1,080	1,120	1,220	1,350
【各区平均】（円）	1,088.0	1,113.5	1,154.8	1,235.2	1,367.1
【各区平均】（上昇率：％）		102.34	103.71	106.96	110.68
【各区平均】（対最賃：％）	104.51	103.87	103.76	106.21	111.51

備考
委託に関して「職種7職種＋その他」の区分を設けている。 左記は「その他」
努力義務

労働報酬下限額（工事：労務単価比率％）	R3	R4	R5	R6	R7
千代田区	88	90	90	90	90
新宿区	90	90	90	90	90
文京区					90
台東区					90
墨田区				90	90
目黒区	90	90	90	90	90
世田谷区	85	85	85	85	85
渋谷区	90	90	90	90	90
中野区			90	90	90
杉並区	90	90	90	90	90
北区			90	90	90
足立区	90	90	90	90	90
江戸川区	90	90	90	90	90
【各区平均】（％）	89.1	89.4	89.5	89.5	89.6

備考
R3は前年労務単価を参照
前年設計労務単価を参照

	R3	R4	R5	R6	R7
最低賃金額（円）	1,041	1,072	1,113	1,163	1,226
対前年上昇額（円）	28	31	41	50	63
対前年上昇率（％）	102.76	102.98	103.82	104.49	105.42

備考
都における地域別最低賃金（時給） 10月改訂の数値
R7数値は、目安額（未確定額）

特別区職員給与と勧告	R3	R4	R5	R6	R7
公民比較の差額（円）	-94	896	3,722	11,029	
公民比較の差（％）	99.98	100.24	100.98	102.89	

備考
「民間給与－公務員給与」（賞与は別途比較） R1～R3は、給与改定見送り、R4は若年層のみ給与改定実施
「民間給与/公務員給与」（賞与は別途比較）